

## 水道メーター検針員募集

水道メーターの検針業務をしてくださる方を募集しています。徒歩や原動機付自転車等で移動し、町内の水道メーターを検針していただきます。

### ◇業務日

毎月こちらが指定した月末日の4日間です。(その月の曜日配置により前後する場合があります)

### ◇委託料

検針委託料の単価は、70円又は80円/件です。(担当する地区により異なります)

### ※1回あたりの委託料例

- ・250件×70円＝17500円
- ・290件×80円＝23200円

詳しくは、お問い合わせください。

### □問い合わせ

上下水道課  
☎内線347



## 弁護士による無料法律相談会のお知らせ

お困りごとはありませんか？財産、相続、親権、土地、金融等その他法律に関する相談に応じます。

### ◇日時

6月19日(月)

①午前10時～10時40分

②午前10時50分～11時30分

### ◇事前申込制

先着2件(1件40分間)

※真鶴町に住所を有する人

※今までにこの相談会を利用したことがない人

### ◇申込方法

6月2日(金)～8日(木)の午前8時30分から午後5時15分までに電話または窓口(国民健康保険診療所2階)にて申し込み。

(土日を除く)

## □申し込み・問い合わせ

真鶴町社会福祉協議会  
☎68・3313

## 国民健康保険加入世帯の方は所得の申告が必要です

・国民健康保険では所得に応じて、国民健康保険税の所得割の算定や軽減の判定、高額療養費の自己負担限度額の判定などを行います。軽減や自己負担限度額などを正しく判定するため、国民健康保険加入者(世帯主及び加入世帯員)は、毎年、所得の申告が必要になります。

・遺族年金、障がい年金のみの収入の方も申告をしていただく必要があります。

・所得の申告をされない場合、収入が判定できないため、軽減が適用されず、自己負担限度額が高くなるといった不利益が生じる場合があります。

・前年度において、国民

健康保険税の軽減が適用された場合でも、当該年度に世帯主、加入世帯員に一人でも未申告の人がいると、軽減が判定できないため、適用を受けることができません。

※前年の収入が変わった場合は、再度、軽減判定します。

## □問い合わせ

健康長寿課  
☎内線225

## 国民年金保険料は国民年金口座振替がお得です！

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になります。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」があり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちの上、ご希望の金融機関または小田原年金事務所へお申し出ください。

口座振替を希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をお持ちの上、ご希望の金融機関または小田原年金事務所へお申し出ください。

なお、収入金額の確認ができない方については、6月中旬頃に「基準収入額適用申請」を送付いたします。

医療機関等にかかるときの自己負担割合が3割と判定された方の中で、前年度収入金額が一定金額(世帯に被保険者1人で383万円、2人以上で520万円)未満の場合、申請によらず1割または2割負担とします。

なお、収入金額の確認ができない方については、6月中旬頃に「基準収入額適用申請」を送付いたします。

### □問い合わせ

税務町民課  
☎内線242・244

小田原年金事務所  
☎22・1391